

杉並区立堀之内小学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「杉並区立堀之内小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本姿勢」を示す。

2. いじめの定義

(1) 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第2条第1項の規定を踏まえる）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言う。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

2 いじめを未然に防止するために

<いじめについての共通理解>

- ・ いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や生活指導部会、生活指導夕会で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導を行っていき、学校全体にその雰囲気を醸成する。

<学校全体として>

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌を学校全体につくっていく。
- ・ いじめに関するアンケート調査を東京都の「ふれあい月間」等に合わせて行い、いじめの早期発見・解決を図るとともに、教職員で共有することで、未然防止、課題の改善につなげる。

- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」についての本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切を児童に伝えていく。
- ・児童が「いつでも、誰にでも」相談できる体制の充実を図る。

<教職員の指導上の留意事項>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学年・学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・もっと知りたくなる授業、主体的・対話的な授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対して意欲的に取り組むことを通して達成感・成就感を育てる。
- ・携帯電話・インターネット等でのいじめやトラブル等、その危険性や被害について児童に正しく理解させるとともに、自ら考えを判断し、危険を回避する能力を身に付けさせる情報モラル教育を推進する。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいの無い存在であるといった「いのちの教育」を、道徳の時間や学級・学年の指導を通して育む。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら担任の先生をはじめ、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝えていく。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、道徳授業地区公開講座、学校運営協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見に向けて・・・「変化に気づく」>

- ・児童の様子について担任はもとより多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師が積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や安心感を得られるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに生活指導部を通して校内で情報を共有する。

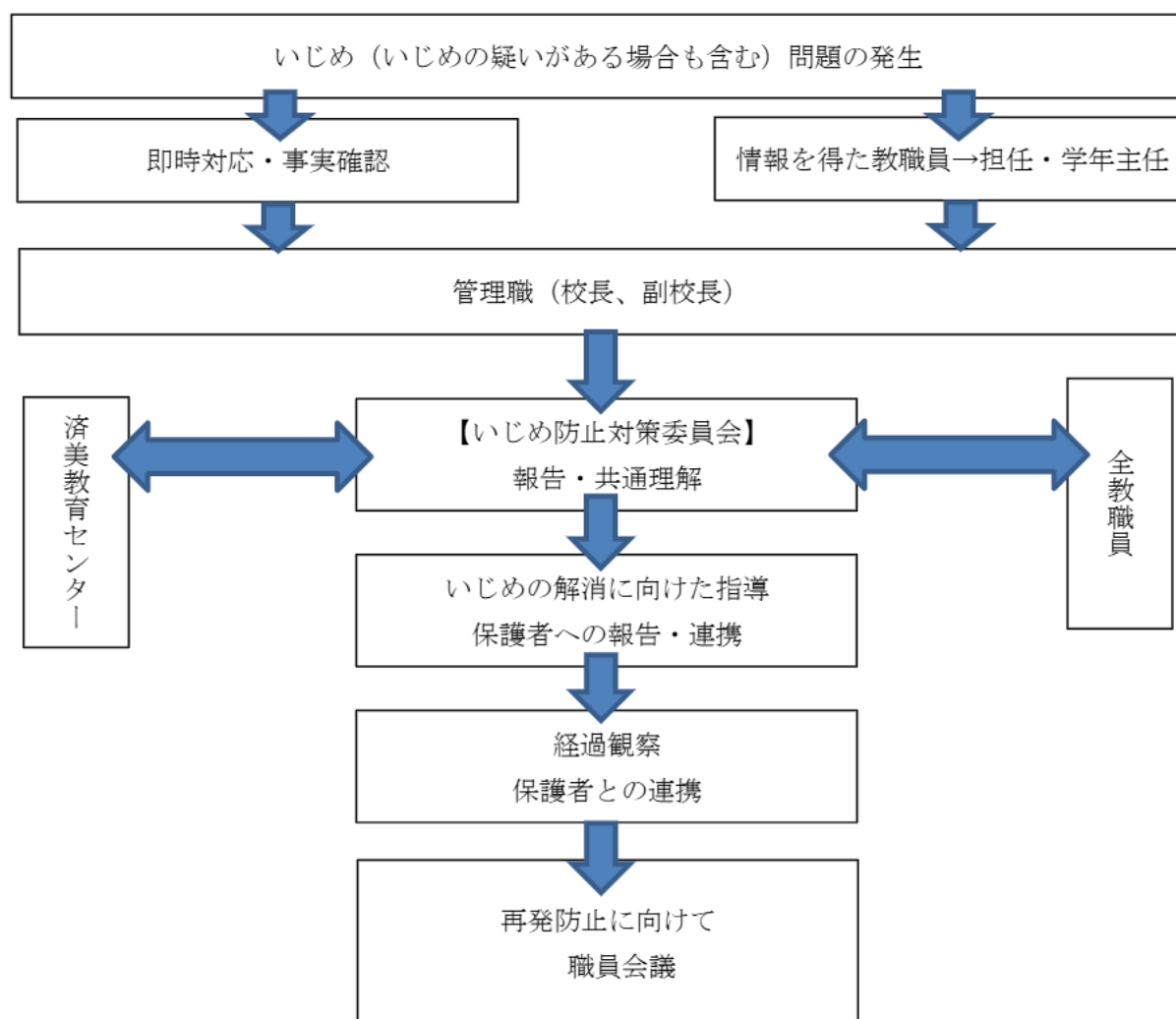
<早期の解決を・・・「傷口を小さいうちに」>

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には生活指導部を中心に学校として組織的な体制の下に行う。
- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているか気付かせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学級、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。
- ・「いじめ」が解決したと判断した後でも、関係する児童を見守っていく。

4 いじめ防止のための組織

- ・ 名称「いじめ対策委員会」
- ・ 構成員：校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、ＳＣ
※必要に応じて学年主任、関係する教職員
- ・ 役割：①学校いじめ防止基本方針の策定
②いじめの未然防止
③いじめの対応
④教職員の資質向上のための校内研修
⑤生活アンケート、ふれあい月間などの企画と実施
⑥各取り組みの成果の検証
⑦学校いじめ防止基本方針の見直し
⑧緊急対応

5 組織対応の流れ



6 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・ いじめの事実を確認した場合の杉並区教育委員会への報告、重大事態（※）発生時の対応等については、法に則して、杉並区教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対応していく。
- ・ 地域全体で、「いじめ絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることをお願いします。

※「重大事態とは」

いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当な期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある状況のことを言います。

令和2年3月1日一部改定

令和4年3月31日一部改訂